

2021年4月

## 利益相反管理方針

S O M P Oアセットマネジメント株式会社

当社は、当社業務において利益相反のおそれのある取引・行為について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築するため、この管理方針を定めます。

### 1. 管理対象の特定及び対応方針

当社業務における全ての取引・行為について、その性質・構造、関連取引の状況などを勘案し、お客さまの利益が不当に害されるおそれが認められるケースを管理対象として指定し、指定した管理対象は類型化のうえ管理を行います。代表的な類型は以下の通りです。

#### (1) 親会社、グループ会社の発行する有価証券への投資に関する利益相反

親会社または当社グループ会社の発行する有価証券へ投資する場合、投資行動や議決権行使などに関して、当社の意に反した制限を受けることにより、お客さまの利益と親会社・当社グループ会社の利益との間で利益相反が発生する可能性があります。

当社では、利益相反の可能性を排除するために、原則として、親会社および当社グループ会社の発行する有価証券への投資を行いません。

#### (2) 取引先企業の発行する有価証券への投資に関する利益相反

当社または当社グループ会社の取引先企業が発行する有価証券に投資を行う場合、当社の運用部門以外の部署、当社グループ会社または取引先企業から、当社の運用部門の意に反した投資の要請により、お客さまの利益と取引先企業の利益との間で利益相反が発生する可能性があります。

当社では、投資判断にあたって、社内外を問わずいかなる圧力も排除し、投資戦略会議において組織的に意思決定し、お客さまからお預かりした資産の投資収益を最大化することを目的として行動します。

#### (3) 議決権行使に関する利益相反

当社または当社グループ会社の取引先企業の議決権行使を行う場合、当社の運用部門以外の部署、当社グループ会社または取引先企業から、当社の運用部門の意に反した議決権行使の要請があった場合、お客さまの利益と取引先企業の利益との間で利益相反が発生する可能性があります。

当社では、社内外を問わずいかなる圧力も排除し、「議決権行使ガイドライン」に沿って、当社運用部門自らの判断により、適切な議決権行使を行います。

#### (4) その他の利益相反

##### ① 当社取引先とお客さまの資産との間の利益相反

有価証券の売買時に、他の業務における取引関係を考慮して発注先を決定することにより、お客さまにとって最良の条件で取引を行わず、お客さまとブローカーとの間で利益相反が発生する可能性があります。

当社では、あらかじめ定めた基準に基づき発注を行うことにより、ブローカーへの発注状況を適切に

管理します。

#### ②お客さまの資産とその他のお客さまの資産との間の利益相反

当社でお客さまの資産を運用する際に、有価証券の一括発注時の不公平な配分や、資産間での損失の付け替えなどにより、お客さまの資産と別のお客さまの資産との間で利益相反が発生する可能性があります。

当社では資産相互間の有価証券の売買やその他法令等で定められた禁止行為については、社内ルールを定め、違反等がないように厳格な対応をします。

#### ③当社および当社役職員とお客さまの資産との間の利益相反

お客さまの資産を運用する際に得た情報を利用して、当社又は当社役職員が有価証券を売買し利益を得ることにより、お客さまの利益との間で利益相反が発生する可能性があります。

当社ではお客さまの情報を利用した自己取引やその他法令等で定められた禁止行為については、社内ルールを定め、違反等がないように厳格な対応をします。

## 2. 管理態勢

### (1) 予防的措置

役職員は、前記「1.管理対象の特定および対応方針」を遵守し、いかなる場合もお客さまの利益を優先して行動し、所管部長は、管下職員が適切に行動していることを確認します。

利益相反統括管理部署（コンプライアンス・リスク管理部）は、社内体制の整備および利益相反を排除するための各種支援を行います。

### (2) モニタリング

利益相反統括管理部署は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、有価証券取引、議決権行使等の利益相反に関する各種モニタリングを行います。

### (3) お客さま第一委員会への報告

利益相反統括管理部署は、過半数および委員長が社外有識者で構成され、取締役会の諮問機関である第三者で構成されるお客さま第一委員会に、利益相反管理状況について報告を行います。お客さま第一委員会は、その報告内容に対して、必要に応じて助言または提言を行います。

### (4) 取締役会への報告

利益相反統括管理部署は、モニタリング結果を取締役に報告します。また、お客さま第一委員会からの助言または提言を受けた場合は、その対応状況等を含め取締役会へ報告します。

なお、利益相反が発生した場合は、利益相反統括管理部署または所管部署から取締役会へ報告を行います。

取締役会は、利益相反統括管理部署および所管部からの報告等にもとづき、社内の利益相反管理状況を適切に把握し、お客さまの利益を不当に害することなく当社業務が遂行されるよう監督・指示を行います。

以上